

旭川医科大学病院リハビリテーション部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院リハビリテーション部規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院リハビリテーション部規程（平成18年旭医大達第11号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第3条 リハビリテーション部に次の職員を置く。</p> <p>(1) 部長</p> <p>(2) 副部長</p> <p><u>(3) 技士長（新設）</u></p> <p><u>(4) 各種療法士</u></p> <p><u>(5) その他必要な職員</u></p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p><u>(技士長)（新設）</u></p> <p><u>第6条 技士長は、上司の命を受け、リハビリテーション部の業務を処理する。</u></p> <p><u>2 技士長は、リハビリテーション部の技術職員をもって充てる。</u></p> <p>（委員会）</p> <p>第<u>7</u>条 リハビリテーション部の運営に関する重要事項を審議するため、本院にリハビリテーション部委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第3条 リハビリテーション部に次の職員を置く。</p> <p>(1) 部長</p> <p>(2) 副部長</p> <p><u>(3) 各種療法士</u></p> <p><u>(4) その他必要な職員</u></p> <p>第4条・第5条（略）</p> <p>（委員会）</p> <p>第<u>6</u>条 リハビリテーション部の運営に関する重要事項を審議するため、本院にリハビリテーション部委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p>

<p>2 委員会の組織及び運営については別に定める。</p> <p>(雑則) 第<u>8</u>条 この規程に定めるもののほか、リハビリテーション部に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年2月10日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】 リハビリテーション部に技士長を置き、もってリハビリテーション部の円滑な運営を図るため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>2 委員会の組織及び運営については別に定める。</p> <p>(雑則) 第<u>7</u>条 この規程に定めるもののほか、リハビリテーション部に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--	--